

四日市市告示第486号

四日市市結婚祝金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年8月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市結婚祝金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市結婚祝金交付要綱（令和5年四日市市告示第183号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(交付対象者) 第2条 結婚祝金の交付を受けることができるものは、婚姻の届出を行った夫婦で次のいずれにも該当するものとする。 （1）から（5）まで （略） 2 （略）	(交付対象者) 第2条 結婚祝金の交付を受けることができるものは、婚姻の届出を行った夫婦で次のいずれにも該当するものとする。 （1）から（5）まで （略） 2 （略） <u>3 第1項第4号に規定する本市の税は、申請する年の1月1日以降に本市へ転入した<u>ものについては、転入前の住所地におけるものと読み替える。</u></u>

様式第1号を次のように改める。

四日市市結婚祝金交付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所

氏名 (夫)

(妻)

電話番号 ()

四日市市結婚祝金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、結婚祝金の交付の可否を審査するために、住民登録情報及び納税状況について、市の公簿等により確認することに同意します。

記

1. 婚姻の届出日	年 月 日
2. 生年月日	夫： 年 月 日生
	妻： 年 月 日生
3. 婚姻の届出日時点年齢	夫： 歳 妻： 歳
4. 結婚祝金申請額	金 100,000 円

宣誓欄

- 結婚祝金の交付の決定を受けてから、夫婦双方が継続して2年以上四日市市に居住する意思があります。
- 夫婦のいずれも過去に結婚祝金の交付を受けていません。
- 夫婦双方が暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有するものではありません。

5. 結婚祝金の振込先 (申請者名義のものに限る)

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合				支店名	
預金種目	普通	口座番号				口座名義 (カタカナ)	

6. 添付書類

- : ①戸籍謄本
- : ②住民票 (世帯全員、世帯主・続柄が記載されているもの)
- : ③夫婦それぞれの完納証明書
- : ④その他市長が必要と認める書類

※①～③は
必須書類

<注意事項> : 婚姻の届出日は令和5年4月1日以降であり、届出時点において夫婦ともに39歳以下であること。
 : 本申請は前述の婚姻の届出日から、6月以内に行うこと。
 (※その他の条件等は、四日市市結婚祝金交付要綱をご確認ください。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の四日市市結婚祝金交付要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた申請から適用し、同日前に行われた申請に係る結婚祝金の交付対象者については、なお従前の例による。

(こども未来部こども未来課)